

船舶事故等調査報告書

平成22年11月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第63号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年4月25日（日） 07時59分ごろ	
発生場所	三重県大紀町錦湾 大紀町錦灯台から真方位196° 1,850m付近 (概位 北緯34° 12.1′ 東経136° 23.0′)	
事故等調査の経過	平成22年4月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 瀬渡船 ^{しんせい} 真精丸、4.6トン 243-18972三重、個人所有 B ミニボート ^{ミハラ ナンバーワン} MIHARA No. 1、0.1トン なし、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士 B 操縦者、操縦免許なし	
死傷者等	A なし B 負傷 2人（操縦者B、操縦者Bの友人）	
損傷	A 船底部に擦過傷 B 船外機上面に擦過傷、船体左舷側全面に擦過傷	
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客3人を乗船させ、約17ノット（kn）の速力で、錦湾を手動操舵により北北東進していた。 船長Aは、左舷船尾方に同航する第三船を認めていたことから、その動向が気になり、第三船に注意を向けていた。 B船は、操縦者Bほか1人が乗船し、約3knの速力で、手動操舵により北北東進していた。 操縦者Bほか1人は、衝突の直前、B船の船尾に迫っているA船に気付いた。 両船は、平成22年4月25日07時59分ごろ、A船の船首部とB船の船尾部が衝突した。 船長Aは、B船と衝突したことに気付かなかつたが、A船の船首部に居た釣り客からB船と衝突したことを知らされた。 B船は、自力で錦港に帰港した。	
気象・海象	気象：天気 晴、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：平穏	
その他の事項	操縦者B及びBの友人は、ともに救命胴衣を着用していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし A船及びB船は、A船がB船を追い越す態勢でともに北北東進中、錦湾において、両船が衝突したものと考えられる。

	<p>船長Aは、左舷船尾方を同航する第三船に注意を向けていたため、B船の存在に気付かず、適切な見張りを行っていなかったものと考えられる。</p> <p>操縦者Bは、追い越す態勢で接近するA船に気付かなかったことから、適切な見張りを行っていなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、錦湾において、A船及びB船がともに北北東進中、両船が適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>